

消防だより



編集：印西地区消防組合消防本部
総務課庶務係

〒270-1387
千葉県印西市牧の原二丁目3番地
TEL0476(46)4321(代表)
テレガイド 0476(45)5119

<http://fire-inzaichiku.eco.coocon.jp/>



住民の安全と安心をめざして

警防技術確認訓練風景

主な内容

- ◆ 令和元年度警防技術確認訓練を開催
- ◆ 印西地区消防組合議会からのお知らせ
- ◆ 住宅用火災警報器の点検等について
- ◆ ガソリンを携行缶で購入される皆様へ
- ◆ 火災調査室からのお知らせ
- ◆ Net119 緊急通報システムについて



令和元年度警防技術確認訓練を開催

令和元年11月25日、11月26日に、牧の原消防署車庫前に訓練会場を設営し、令和元年度警防技術確認訓練を開催しました。

当訓練は、消防吏員拝命後10年未満の職員を対象に行われ、警防技術の基本訓練を徹底するとともに、火災現場経験の少ない若手職員の育成の場として、警防技術の伝承及び向上を図ることを目的として実施しているもので、若手職員による活気あふれる訓練が行われました。

今後も、日々訓練に励み、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、更なる消防活動の充実強化に努めてまいります。



【防火衣装着の様子】



【空気呼吸器装着の様子】



【ホース展張の様子】



【ホース脱落防止措置の様子】

印西地区消防組合議会からのお知らせ

〈令和元年第1回 定例会 議決状況〉 令和元年10月10日(木)

議案第1号 印西地区消防組合行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について **【原案可決】**

要旨 不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布に伴い、印西地区消防組合行政不服審査法施行条例の一部について改正を行うもの

認定第1号 平成30年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について **【認定】**

要旨 地方自治法第233条第3項の規定により、決算書、主要施策の成果及び消防活動実績報告書並びに決算審査意見書を添えて提出し、認定をお願いするもの

報告第1号 平成30年度継続費精算報告書について **【報告】**

要旨 印西消防署大規模改修及び増築事業に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの



住宅用火災警報器 作動確認 をしましょう★
～日頃の点検が大切です～

印西地区消防組合管内での住宅用火災警報器お手柄事例

お問合せ先

- 牧の原消防署 0476-46-9992
- 印旛消防署 0476-99-0119
- 本埜消防署 0476-97-0119
- 印西消防署 0476-47-0119
- 印西消防署 0476-42-0119
- 白井消防署 047-491-1111
- 西白井消防署 047-492-4321
- 消防本部予防課 0476-46-9971

この制度は、近年における住宅火災による死者数が急増していることや、今後、高齢化の進展を受けて死者数がさらに増加するおそれがあることから、住宅防火対策の見直しを行い消防法が改正されたことにより、全国一律に全ての住宅へ(アパート等を含む)設置及び維持が義務付けられました。また、日頃より作動確認・清掃の実施や、設置から10年を経過するものは交換するなど維持管理もお願いします。

印西地区消防組合では、住宅用火災警報器を設置しているお宅にステッカーを配布しています。住宅用火災警報器を設置しているお宅やご質問等ありましたら、お近くの印西地区消防組合の各消防署までご連絡ください。

※不審な電話や訪問販売にご注意を!

近年、千葉県内で消防職員もしくは販売業者を装い、住宅用火災警報器や消火器等を売りつける業者が増えています。消防署では一切の販売・設置等を行っておりません。

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第67号)が公布され、令和2年2月1日より、ガソリンスタンドにおいてガソリンを携行缶で購入される方に対して、**消防法**で、

- ①**本人確認**
- ②**使用目的の確認**を行うとともに、
- ③**販売記録を作成すること**が義務付けられました。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!



! 噴出注意 !

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



火災調査室からのお知らせ

Genさんのひと言

No.6

こんにちは、Genです。皆さんいかがお過ごしでしょうか？今回は、皆さんにお知らせです。

私達が管轄している「印西市」「白井市」で、去年は81件の火災が発生しました。1番多かった火災の原因は、「たき火」で18件です。2番目に多かったのは「放火・放火の疑い」で11件、3番目は「たばこ」9件、「コンロ」が7件の順です。

たき火は、空気が乾燥している時や風が吹いている時など予想を超えて拡大してしまったり、消火が不十分で火災に繋がるなど、多くは火の取扱いに対する不注意が原因となっています。火災を起こさないためにも、火の取扱いには十分注意して下さい。廃棄物処理法により、廃棄物の野外焼却が一部の例外（※1）を除き禁止されています。

また、火災により負傷された方は9名おりました。9名のうち4名の方は住宅火災（家の中）によるもので、ガスコンロで火を点けたまま「てんぷら油」を放置してしまい火災になり負傷したものや、「スプレー缶のガス抜き」をキッチンでしていたところガスコンロの火で引火して負傷してしまったものなどがあります。料理などでコンロに火を点けたら絶対に離れないこと、「スプレー缶のガス抜き（※2）」をする場合は十分喚起のとれた屋外や火源の無い場所をお願いします。屋外などの作業中に負傷された方の中には、「パーツクリーナー（※3）」を使用していて火災になる事例がありました。「パーツクリーナー」は、可燃性ガスが含まれているため密閉空間や服や軍手に付着した状態でライターなどを使用すると、その火花等で容易に引火しますので注意が必要です。今回は、「パーツクリーナー」の危険性について皆さんに知って頂きたいと、当消防組合のホームページの「印西地区消防組合広報動画集」に載せてありますので、是非ご覧ください。

【当消防組合ホームページ】



その他にも夏の時期に多くの方が使用する「制汗スプレー」の実験も載せております。こちらも、車内などの密閉空間で使用すると大変危険な場合がありますので、使用には注意が必要です。

最後になりますが、この実験映像は、専門的な知識と安全を確保した上で実施しておりますので、絶対にマネはしないで下さい。

- ※1:野外焼却(野焼き行為)禁止の例外規定には、農業や林業または漁業を営む上でのやむを得ない廃棄物の焼却、たき火等日常生活を営む上での通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものなど(詳しくはお住まいの市町村ホームページ等を確認下さい。)があります。
- ※2:スプレー缶のごみの出し方が平成28年4月1日から変わりました。穴を開けずに資源物として出せるようになりました。(詳しくはお住まいの市町村ホームページ等を確認下さい。)
- ※3:「パーツクリーナー」とは、自動車などの部品に付着した油汚れを落とすもので、スプレー式のもの一般的に市販されています。

聴覚・音声・言語機能等に障害がある方を対象とした スマートフォンを利用した新しい緊急通報システム

Net119 緊急通報システム

【Net119緊急通報システム】とは、聴覚・音声・言語機能等の障害により、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等の携帯端末を利用し、消防へ音声によらない通報を行えるシステムです。なるべく文字入力することなく、画面をタップしていく簡単な操作で「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができます。

通報イメージ



Net119 緊急通報システムで出来ること

●よく行く場所の登録

事前に「自宅」や「よく行く場所」を登録することで、素早く通報場所を知らせることができます。

●外出先からの通報

GPS機能によって外出先からの通報でも、素早く通報場所を特定することができます。

●便利なチャット機能

消防とのチャットでは、定型文により、なるべく文字入力によらないやりとりができます。

●国内どこでも利用

日本国内のどこでもご利用いただけます。(一部制限事項あり。)

注意事項

- 利用するには、事前に利用登録が必要です。
- 登録者は、印西地区消防組合消防本部の管轄区域に在住、または通勤・通学されている、聴覚または音声・言語機能等の障害により、電話による音声での119番通報が困難な方が対象です。
- 登録料は無料ですが、インターネットの接続に必要な料金は利用者負担となります。
- 通報を行うには、ご利用のスマートフォン等のGPS機能をONに設定する必要があります。

※印西地区消防組合消防本部の管轄区域とは、印西市、白井市を言います。

お問い合わせ窓口

印西地区消防組合消防本部 指揮指令課 Tel:0476-46-9981 Fax:0476-46-9986

Mail:shirei-inzaichiku@nifty.com 〒270-1387 千葉県印西市牧の原二丁目3番地

受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで 閉庁日:土曜日・日曜日・祝休日・12月29日から1月3日